

研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の
中長期目標の策定及び評価に関する指針
(抄)

平成26年7月17日

総合科学技術・イノベーション会議

2. 国立研究開発法人の中長期目標の策定について

国立研究開発法人の中長期目標の策定については、以下のことを踏まえ、適切な運用を図るものとする。

(1) 中長期目標の策定の目的

国立研究開発法人は「研究開発成果の最大化」を第一目的とする法人であることから、中長期目標の策定の第一目的は「研究開発成果の最大化」とする。その上で、

○国立研究開発法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営を確保するため

○主務大臣による次なる中長期目標の策定、長の任命等の判断を適切に行うため

○主務大臣及び国立研究開発法人が国民に対してわかりやすく説明責任を果たすため

等についても中長期目標の策定の重要な目的であることに十分に留意する。

(2) 中長期目標及び中長期計画の策定等に係る基本プロセス

① 主務大臣は、中長期目標の策定に際して、国立研究開発法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発に関する審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験等を踏まえた客観的な意見を適切に聴取し、活用するとともに、評価軸（評価の視点）を適切に設定する。

② 国立研究開発法人の長は、主務大臣が提示する中長期目標に対して、法人としての具体的な戦略、マイルストーン、優先順位等を示した計画を提示する。

③ 研究開発に関する審議会は、中長期目標・中長期計画の策定に際して主務大臣に適切な助言を行うとともに、評価に際しての評価軸（評価の視点）についても主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

④ 主務大臣、国立研究開発法人の長の両者の適切な意思疎通の下にしっかりと練り上げた中長期目標・中長期計画を策定する。

⑤ 主務大臣は、このような中長期目標・中長期計画の下で行われる具体的な業務運営の在り方については、国立研究開発法人の長の裁量

を十分に尊重し、国立研究開発法人の長は中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす。

- ⑥ 中長期目標・中長期計画は、「研究開発成果の最大化」の目的等に照らし、社会環境や諸事情の変化等があった場合には迅速かつ柔軟に見直す。

(3) 中長期目標全体の整合性

「研究開発成果の最大化」の第一目的を踏まえ、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」として設定した目標と、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する事項」として設定した目標とが互いに矛盾することのないよう、中長期目標全体としての整合性がとれたものとなるよう十分留意する。

(4) 前文

中長期目標の期間における法人の役割（ミッション）等を明確に記載する。

(5) 中長期目標の期間

中長期目標が適用される期間を記載する。

(6) 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

① 目標の策定の基本的枠組み

主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、当該国立研究開発法人の使命、業務、国民・社会から期待されている役割、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性、評価結果等を踏まえて適切な目標を策定する。また、目標が研究開発の現場へ与える効果・影響等についても十分に考慮し、達成すべきことを前提とした目標、課題の解決などのアウトカム創出への貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、研究開発成果の最大化に向けて適切な大目標を策定する。（目標の具体例は「《別添1》国立研究開発法人の中長期目標（例）」参照）

なお、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」とは、国民の生活、経済、文化の健全な発展その他の公益に資する研究開発成果の創出を国全体として「最大化」することであり、これは、個々の研究開発課題（事業）等を個別に「最適化」しそれを積み上げることによって確保されるというよりもむしろ、当該国立研究開発法人がマネジメント力を最大限に発揮す

ることにより、優れた人材の確保・育成を図り、適切な資源配分を実施し、事業間の連携・融合を促し、研究者の能力を最大限引き出す研究開発環境を整備し、大学・民間企業等の他機関と連携・協力していくこと等を通じて、法人全体として最大の成果を創出することによって確保されるものである。また、「研究開発成果の最大化」とは、国立研究開発法人が自ら実施する研究開発により創出された直接的な成果のみならず、当該国立研究開発法人の使命、業務等に応じて、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡し、ベンチャー・中小・中堅企業等の育成と活用促進、研究開発に係る人材の養成、多様な人材の活用促進、科学技術理解増進、科学技術情報の収集・提供・分析・戦略策定、施設・設備の整備・共用促進、行政への技術的支援、他機関との連携・協力等を通じて、大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果を最大化することであると解することが適当である。これらのことにも留意し、適切なまとまりの目標とすることが重要である。

② 目標の達成時期

開発に関する目標のように具体的な開発時期を設定することが適切な場合はこれを明確化することに努める一方で、長期性、不確実性等といった研究開発の特性に鑑み、また、研究開発については成果が創出されてから相当期間経過後にアウトカムへの貢献や実現につながるものが一般的であることを踏まえ、中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮する。

③ 評価軸の設定

主務大臣は、中長期目標・中長期計画の策定時に、各国立研究開発法人の使命、個別目標等に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえて適切な評価軸（評価の視点）を設定する。

（評価軸の具体例は「《別添2》国立研究開発法人の評価軸（評価の視点）（例）」参照。）

その際、各目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げてそれらを全て評価軸として設定するのではなく、むしろ、それぞれの研究開発段階、研究開発方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することなどにも留意することが重要である。

また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。

④ その他の留意事項

(a) 国立研究開発法人の目標は、国民にとってもわかりやすく、できる限り具体的で明確なものとするに努める。他方、主務大臣は、具体性を追求し過ぎるとアウトプットを中心とした多数の小目標の設定につながる可能性があること、客観性を追求しすぎると「研究開発成果の最大化」に向けての目標としての実質性が損なわれる可能性があること等にも留意して、適切な目標を策定する。

(b) 論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等は、研究開発に係る事務及び事業に関する客観的・定量的な目標や測定可能な評価指標となり得るものであるが、国立研究開発法人として安易にこれらの数値を上げること自体が目的化することは必ずしも適当ではない。また、これらの定量的な目標や測定可能な評価指標を設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長することへの影響等についても十分に留意する必要がある。

そのため、主務大臣は、中長期目標の策定に際し、定量的な目標や測定可能な指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う定量的な目標・指標（評価指標）と、正確な事実を把握するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分けて取り扱う。

なお、革新的技術シーズを事業化へ繋ぐ応用研究や成果の実用化などの橋渡しに係る評価指標・モニタリング指標としては、民間企業等からの資金獲得や人材の流動化の状況、提供されたサービスの質など、その役割に照らして実効的なものを設定することが適切である。

(c) 国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であるため相対的な重要度、優先度、難易度を判断することは一般的には困難な場合が多いことや、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて重要度等も常に変化するものであること等も踏まえ、重要度等の設定を行う場合は、適時・適切な形で行う。

(7) 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に関する事項には、組織・業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて適切に目標を設定する。ただし、業務運営の効率化が、研究開発の質、スピード等へ影響を与える可能性があるため、効率化の具体的な手法や仕上がりに関する目標を設定する場合

には、当該目標を、「研究開発成果の最大化」と整合したものとする必要がある。また、中長期目標の期間中に業務の改廃や増減があった場合には、本事項に適切に反映する。

(8) 財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善に関する事項には、組織・業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、累積欠損金の計画的解消、欠損、債務超過、過大な不良債権や運営費交付金残高等の解消等について適切に目標を設定する。その際、財務内容の改善に関する運用が、研究開発の質、スピード等へ影響を与える可能性があるため、財務内容の改善の具体的な手法や仕上がりに関する目標を設定する場合には、国立研究開発法人が「研究開発成果の最大化」を目指しつつ財務内容を改善していくための現場の創意工夫等を発揮することができるよう、十分に配慮する。

(9) その他業務運営に関する事項

その他業務運営に関する重要事項には、組織・業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営や信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられる、内部統制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理、保有資産管理、安全管理、環境保全・災害対策、危機管理、関連法人との関係等について、その特性に応じた目標を設定する。その際、業務運営に係る手法や仕上がりに関する目標を設定する場合には、国立研究開発法人が「研究開発成果の最大化」を目指しつつ適切な業務運営を行うための現場の創意工夫等を発揮することができるよう、十分に配慮する。

また、研究不正対応は、国立研究開発法人においても研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化することなどについて、適切な形で目標を設定する。

(10) 中長期計画、年度計画との関係

主務大臣と国立研究開発法人が十分に意思疎通を図り、主務大臣が提示する各中長期目標の各項目について具体的な内容を盛り込んだ中長期計画及び年度計画を作成する。国立研究開発法人が中長期目標を実現するために中長期計画及び年度計画で定めるべき具体的手法等の内容については、国立研究開発法人の自主性・自律性を尊重し、中長期目標がこれを拘束することのないように留意する。

(11) 研究開発に関する審議会

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み国立研究開発法人のカテゴリーだけに制度的にも明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価をするに際して重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。主務大臣及び国立研究開発法人が中長期目標・中長期計画を策定するに際して、社会のニーズに配慮し、国内外の幅広く高い識見を踏まえてしっかりと練り上げられたものとするために、第三者の立場から、社会的な見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行うとともに、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」等を評価するための評価軸（評価の視点）についても、主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認し、適切な提言を行う。

(12) 独立行政法人評価制度委員会

総務省に設置される独立行政法人評価制度委員会は、独立行政法人制度に係る横断的な見地から、国立研究開発法人の業務が適正、効果的かつ効率的に行われるために適切な目標となっているかを点検する。その際、研究開発の特性等をはじめとする国立研究開発法人の事務及び事業の特性、国立研究開発法人の業務運営に係る自主性、総合科学技術・イノベーション会議が作成する国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針の考え方・基本的枠組み等に十分配慮する。